令和6年度版

おかげさまで、日之影。

令和6年4月 **宮崎県日之影町**

| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|----|---------------|---------------------------------------|---|
| 医療 | 町立病院 | 24時間救急受付 (365日) | 日之影町立病院では365日、24時間救急受付を行っています。 |
| | 総務課 | ドクターヘリ(ドクター カー)、防災ヘリによる救 急搬送・救助 | 医療機器を搭載し、医師や看護師が同乗したドクターへリ(ドクターカー)により緊急搬送します。また、防災ヘリでの救助や現場への医師の出動で、傷病者の生存率が上がります。 |
| | その他 (高千穂町) | 高千穂産婦人科診療所 | 西臼杵郡内の方の利便性向上と遠方までの通院の負担軽減を図るため、隣の高千穂町内において、延岡市の「井上病院」が週2回(火曜日・金曜日)診療を行っています。 |
| | C.C. | 妊産婦健康診査費用助 成 | 妊産婦健診として受ける検査費用の全額を助成します。 (妊婦14回+多胎5回・産婦2回:助成券として交付) |
| | | 産後ケア | 産後の体調不良や育児不安等がある場合に、産婦人科等によるケア (訪問・日帰り・宿泊)の助成を行います。(回数制限・一部自己負担 あり) |
| | | ひのかげベビー応援金 | 妊産婦健診通院費や出産までの治療費として、母子手帳交付時に現金 3万円を支給します。 |
| | 保健センター | 出産・子育て 応援ギフト | 母子手帳交付時と赤ちゃん訪問時に保健師が面談を行い、それぞれ現 金5万円を支給します。 |
| | | 不妊検査・治療費助成 | 不妊検査に対し3万円、一般不妊症治療に対し10万円を上限に助成を行います。 |
| 保健 | | インフルエンザ 予防接種費用助成 | 生後6ヶ月〜小学生(2回で3,000円)中学生・高校生(1回2,000円) の接種費用を助成します。 |
| | | 小児任意予防接種 費用助成 | おたふくかぜ、三種混合の予防接種費用の一部を助成します。 |
| | | むし歯予防費用助成 | 幼児に無料フッ素塗布券(5回分)を交付します。また、保育園、小中学校でのフッ化物洗口費用の全額を負担します。 |
| | | 未熟児養育医療 | 出生時の体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療費を公費負担します。 |
| | | 新生児・乳幼児訪問 | 保健師等が家庭を訪問し、産後の健康状態の確認や育児相談、各種健 診等の説明を行います。 |
| | | 小児夜間急病センター 運営負担 | 延岡市夜間急病センターの運営費を負担し、利用できるようにしています。 |
| 福祉 | | 子ども医療費の無償化 | 〇歳から中学校修了までの医療費(保険適用分)の自己負担分が無償です。 |
| | | 出産祝金支給 | ○定住見込みあり 第1子・2子…5万円、第3子…10万円、第4子以降20万円 ○定住見込みなし 一律1万円 |
| | 町民福祉課 | 保育料・副食費 の無償化 | すべての児童の保育料・副食費(おかず、おやつ代)が無償です。 |
| | | 延長保育事業 (日之影保育園、しいの実保育園) | 保育園の通常保育時間(18時まで)を超えて18時30分まで保育を行います。 |
| | | 一時保育 New | 保護者や家族の疾病等で、緊急もしくは一時的に子どもの保育が必要 になったとき、一時的に保育します。 |
| | | 病児・病後児保育 | 就労している保護者に対し子どもが病気になった際、自宅での保育が 困難な場合に施設利用料を1人当たり 2,000円補助します。 |
| | | 子ども広場 | 支援員による子育て相談や、親子の交流、情報交換を行います。 |
| | | ひとり親家庭医療費の 助成 | ひとり親家庭の医療費を助成します。 入院・外来とも 1,000円/月 父・母・・・20歳未満の子どもを扶養している者 子・・・18歳に到達する年度末まで |

| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|----|-------------|--------------------|---|
| 福祉 | 町民福祉課 | 子ども家庭センター | 〇歳〜18歳未満の全ての子どもや家庭が抱える、子育てや家庭に関する悩み等について、子ども家庭支援員が一緒に解決策を考えます。 |
| | 社会福祉協 議会 | チャイルドシート貸し 出し | 帰省時やチャイルドシートを購入するまでの期間等において、一時的 に無料で貸し出しを行っています。 |
| | 農林振興課 | 積み木のプレゼント | 木育活動の一環として、生後半年の乳児を対象に町産材を使用した木のおもちゃ(積み木)を配布します。 |
| | 農林振興課 | 林業後継者育英資金貸 付 | 町内林業後継者の就学支援を行います。 |
| | | 給食費の無償化 | 小中学校の給食費が無償です。 |
| | | 食育推進事業 | 地元の農産物を学校給食に活用するため食材代を町が負担します。 |
| | | 特別支援教育事業 | 小中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒の支援を行 う教育支援員を配置しています。 |
| | | 複式学級解消事業 | 複式学級における授業時の支障を解消するため、講師を配置しています。 |
| | | 語学指導外国青年招致 事業 | 小中学校を中心とした語学指導に重点を置いた活動を推進していま す。 |
| | | スクールバス運行事業 | スクールバスの運行により、児童・生徒の通学と中学校部活動の利便性を図っています。 |
| | | 児童生徒健診事業 | 小中学校の児童生徒の健康診断と各種健検診を実施しています。 |
| | | 小中学校の授業ICT化 | 児童生徒一人一台のタブレット端末の導入と電子黒板等を活用した学 習を実施します。 |
| | | 中学校入学支援金 | 中学校に入学した生徒を養育している保護者の負担軽減を図るため、 対象生徒一人あたり3万円分の商品券を交付します。 |
| 教育 | 教育委員会 | 公費支援型学習塾の開 設 | 小学6年生と中学生を対象に短期集中型学習塾を開設し、学力の強化 を図ります。 |
| | | 就学援助事業 | 準要保護世帯の児童生徒の学用品費、医療費等について就学援助金を 交付します。 |
| | | 遠距離通学費助成 | 学校までの通学距離が小学校で片道4km以上、中学校で片道6km以上の児童生徒について通学費用を助成します。 |
| | LIBRARY | 県大会等派遣費助成 | 中学校の夏季・秋季県大会等の出場選手、吹奏楽部、英語弁論大会等 の交通宿泊費を助成します。 |
| | | 奨学資金貸付 (高校·大学等) | 向学心があり修学資金の支援が必要と認められる方への支援を行います。また、卒業後の町内定住者について返済免除制度があります。 |
| | | 放課後子ども教室 | 放課後に学校施設を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、勉強や交流活動が実施できる環境づくりを行います。 |
| | | 町立図書館 | 役場内に町立図書館(ブラリ館)があります。 1Fが書架コーナーや キッズスペース、2Fが読書・学習スペースとなっており、外の景色 を眺めながらゆっくり読書や学習をすることができます。 |
| | | ブックスタート事業 | 絵本を通し、赤ちゃんとふれあう楽しいひとときを過ごせるよう出生 した新生児を対象に絵本の贈呈(プレゼント)をします。 |
| | | 読み聞かせ活動 | 子どもの健やかな成長を促すため、お話し会による読み聞かせ活動を 行います。 |
| | | 保健体育施設等 | 癒やしの森運動公園、八戸憩いの広場、八戸町営プールなどの施設が 整備されており、気軽にスポーツなどを楽しめます。癒やしの森運動 公園には、遊具も整備されています。 |

| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|-----------|-------|----------------------|--|
| 就労• 起業 | 農林振興課 | 新規就農サポート | ・新規就農者育成総合対策事業【国】 次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する 認定新規就農者に対し、資金を交付します。 |
| | | | ・ひのかげ就農奨励金【町】 町の奨励金交付要綱に基づき、町内において独立、自営就農等を 目指す方に対して、給付金を交付します。 |
| | | | 新規就農研修制度【地域おこし協力隊制度】 〇本町で就農を希望する新規就農者に対し、本町が指定する農業法人 及び農業関連企業等において、働きながら、就農に向けて必要な技 術の習得や農業知識を学ぶことができます。(最長3年間) |
| | 地域振興課 | ふるさと起業応援事業 | 意欲ある個人・法人の起業、創業及び業態転換や経営改善、更には新 商品開発等の取り組みに補助します。 |
| | | 空き家等活用事業 | 空き家等(空き地・空き店舗・空き家)を賃借し、店舗又は事業所等として活用する場合、賃借料の一部を3年間助成します。 |
| 移住• 定住 | | 移住定住支援コーディ ネーター事業 | 移住定住支援コーディネーターを配置し、移住希望者等への相談や移住者へのフォローアップ、空き家調査等を実施します。 |
| | | 空き家情報バンク | 居住可能な空き家を登録し、町ホームページで公開し、マッチングを 行います。 |
| | 地域振興課 | 移住者居住支援支援事業 | 移住者の住宅を確保するため、移住者又は所有者等が、空き家の購入又は改修、空き家の家財道具等処分、住宅新築、既存住宅の改修等を行う場合、その費用の一部を補助します。 |
| | | 空き家活用定住促進事 業 | 空き家の利用者又は所有者等が、空き家に居住するために空き家の購入又は改修、空き家の家財道具等処分を行う場合、その費用の一部を補助します。 |
| | T | 三世代同居支援事業 | 三世代家族の同居に伴う住宅新築又は既存住宅の改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。 |
| 生活環境 | 地域振興課 | すまいるバス運行 | 買い物、通院等に必要なコミュニティバスを運行することで、生活の 利便性を高めます。 |
| | 建設課 | 小規模水道施設整備事 業 | 簡易水道の給水区域外で小規模水道施設を設置・改修するときに、経費の2/3を補助します。 |
| | | 簡易水道整備 | 簡易水道の整備率は69%であり、町内8地区の簡易水道を統合し全施設を管理・運営しています。 |
| 情報通信 | 地域振興課 | ケーブルネットワーク | 地上デジタル放送、町内放送、町内無料電話、高速インターネット (有料)が利用できます。 ※町内無料電話は、令和6年7月1日で終了します。 |
| | | 携帯電話環境 | 町内の各集落で通話が可能です。 ただし、通信会社によりエリアが異なります。 |

お問い合わせは

宮崎県日之影町役場 地域振興課 TEL.0982-87-3801 詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

(市外局番 0982)

□総 務 課 TEL.87-3800 □町民福祉課 TEL.87-3802 □農林振興課 TEL.87-3804 □建 設 課 TEL.87-3805 □教育委員会 TEL.87-3807

□保健センター TEL.73-7521□町立病院 TEL.87-2021□社会福祉協議会 TEL.87-2680□高千穂産婦人科診療所 TEL.82-2722

□町立図書館 TEL.87-3809

2



